

別紙1

令和6年度火山防災啓発動画広告運用業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度火山防災啓発動画広告運用業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、大分県(以下「甲」という。)が発注する「令和6年度火山防災啓発動画広告運用業務委託」(以下「本業務」という。)を受注する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めたものである。

3 業務の目的

火山災害は発生頻度が少なく他の自然災害と比して関心度が低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる恐れがある。一方で、大分県は温泉やグルメなどの火山の恩恵を受けており、また避難促進施設(火口から近い指定基準範囲内にある不特定多数が集まるホテルや温泉等の施設)の風評被害防止など、過剰に恐れるのではなく、適当な防災意識をもつことが肝要である。

このために、令和5年度制作した大分県火山防災啓発動画「カザーン」を効果的な媒体での広報を通じて県民や観光客等の火山災害に関する「正しく恐れる意識の醸成」を図る。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年11月29日(金)までとする。

5 業務の内容

以下により、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。

(1)本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方(大分県初期仮説))

・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地 域	大分県内全域
興味関心	活火山の近くに住んでいる、または活火山に登山目的でよく訪れる
備 考	大分県内に活火山があることを知らない、または知っているが詳しくなく、具体的な防災対策の準備は出来ていない。

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	大分県内に活火山があることを認識し、噴火警戒レベルにより必要な防災行動が違うことを把握してもらいたい。
------	---

(ターゲット見直しの提案)

・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(2)広告配信業務

①デジタルマーケティングの手法を用いた広告配信業務

- ア 大分県火山防災啓発動画「カザーン」について、デジタルマーケティングの手法を用いて広告配信を行い、Youtubeチャンネル「防災おおいた」または大分県HP「防災ポータル」へのアクセスを促すこと。
- イ 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出し、説明のうえ、承認を得ること。
- 【広告運用計画に盛り込むべき事項】
- (ア)掲出プラットフォーム(Instagram、Google、デジタルサイネージ等)
- (イ)各広告(ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等)
- (ウ)各広告(上記(イ))の経費配分バランスの方針
- (エ)各広告(上記(イ))の具体的な運用方法
- (オ)運用スケジュール
- ウ 広告配信にあたっては、目標とするKPIを示し、効果が最大となる広告方法(ターゲットや配信期間等)を提案すること。なお、配信エリアは大分県内とする。
- エ 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性(地域、性別、年代や興味関心等)ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、委託者に協議すること。特に、計測開始から1ヶ月経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を行うこと。
- オ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信期間後「分析結果報告書」を作成し、委託者に報告すること。
- カ 報告の際、広告配信の結果に応じて運用の見直し等について、隨時提案すること。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- キ 別紙3「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に従うこと。

②広告費用

透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

また、広告費用(広告媒体原価+管理運用費)と効果検証の予算配分の考え方については、提案書に記載すること。

6 業務委託の目的物

(1)成果品

広告配信業務に係る「分析結果報告書」をPDFデータおよび紙媒体にて納品すること。

(2)納期・納品場所

令和6年11月22日(金)までに大分県庁本館6階生活環境部防災局防災対策企画課に納品すること。

7 著作権に係る留意事項

(1)本業務の実施に伴い、乙が新たに制作・取得した成果物及び素材等のすべてに係る著作権の取扱いは、次のとおりとする。

・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第15条第2項の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。

- ・県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
 - ・受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- (2)本業務の実施に伴い、乙又は第三者が権利を有している素材等を用いる場合は、映像の二次利用を含め当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を必ず行うこと。
- (3)乙は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら甲の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 その他

- (1)契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること。(様式自由)
- (2)成果物については、データ及び紙媒体で甲に確実に納品すること。
- (3)専任の担当者を配置し、甲との打ち合わせ等に担当者を出席させること。また、電話やメール等にて迅速かつ確実に連絡が取れる体制を整えるとともに、甲から要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (4)本仕様書に定めのある事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙の協議により、解決するものとする。
- (5)本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

I ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県との調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、Twitter、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (3) 効果測定において、SNS プラットフォーム (Facebook、Instagram、Twitter 等) が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県との調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画広告を実施する場合 (Youtube 等)

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。

- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。